

指定自動車整備事業に係る不正行為の防止について

（関整整 第447号 平成14年3月15日）
（関整車 第3059号）

指定自動車整備事業制度の趣旨の徹底と業務の適正な執行については、かねてより、あらゆる機会をとらえて指導監督に努めてきたところであるが、最近、管内の指定自動車整備事業者及び自動車検査員が、点検及び検査を実施せずに保安基準適合証等を交付し、自動車検査証の有効期間の更新（いわゆるペーパー車検）を不法に行う等の不祥事案が相次いで発生した。

このような不正行為は、単に当該事業者及び従業員が法規上の処分を受けるのみにとどまらず、指定自動車整備事業制度の社会的信頼を失墜させるばかりか、整備業界全般に多大の影響を及ぼすこととなり、極めて遺憾である。

については、かかる不正行為の絶滅を期するため、下記事項について貴傘下会員の指定自動車整備事業者に対して周知徹底を図るとともに、自動車分解整備事業者に対してもかかる不正行為に加担することのないよう併せて指導されたい。

なお、指定整備事業に係る不正行為等の風評、情報等については、傘下会員を始め関係者等から可能な限り収集し、遅滞なく陸運支局へ連絡すること。

記

1. 点検・整備の受注体制の適正化について

点検・整備受注に当たっては、受け入れ点検を確実に実施するとともに、特に不正改造が認められる自動車については、整備依頼者に対し、保安基準に適合させる整備の必要性を説明し、了解を得ること。また、現車の入庫状況を適切に把握するとともに、点検・整備が特定の作業者に集中している場合にはその理由について把握すること。

2. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付体制の適正化について

保安基準適合証及び保安基準適合標章交付責任者は、当該自動車の点検・整備及び完成検査が確実に実施されたことを指定整備記録簿、作業伝票等関係帳票類により確認するほか、必要に応じ現車との照合・確認を行うこと。

また、事業経営者は、その業務の執行について確認すること。

3. 指定自動車整備事業関係法令遵守状況の自主点検の実施について

自主点検（特に以下の項目を重点とした）の実施方促進に努めること。

・社内規定、分掌規定に則った業務運営状況

- ・保安基準適合証の交付状況
- ・自動車検査員の完成検査の実施及び証明状況
- ・受け入れ点検の実施状況
- ・点検・整備作業の実施状況
- ・指定整備記録簿の記載（作業内容と記載内容）状況
- ・自動車検査用機器の使用状況
- ・自動車検査員の選任等届出状況
- ・従業員の業務量に見合った配置状況
- ・請求書、部品伝票等関係帳票類の整合性